

自己判定方式による罹災証明書の交付

家屋の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない(一部損壊)」という被害の程度に同意できる場合は、自己判定方式(写真による判定)を行うことが可能です。

自己判定方式は実地調査を行わないため短期間で罹災証明書を交付することができます。

■「準半壊に至らない(一部損壊)」の具体例

- ・地震の影響で瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で、屋根や壁に亀裂が生じそこから雨が降り込み雨漏りが発生した被害
- ・浸水の影響で、床下に浸水が生じた被害
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害
- ・住家が傾いていない、基礎に多くのひび割れや不陸(平らではない、凸凹)が発生していないもの。など

■家屋の被害の程度の判定

以下は、被害認定調査の結果、判定される「家屋の被害の程度」と「家屋の損害割合」を示した表です。この「家屋の被害の程度」を基に、各種被災者支援が行われます。

このうち自己判定方式の対象は、最も被害の程度の小さい「準半壊に至らない(一部損壊)」になります。

被害の程度	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
損害基準の判定	準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊

■必要書類

①罹災証明書交付申請書(居住者又はその同一世帯人以外の方の申請は委任状の記入が必要)

②被害程度が確認できる写真(建物の全景及び被害箇所が確認できる写真複数枚)

③申請者の方の本人確認書類(免許証・マイナンバーカードなど)

※代理申請の場合は、代理人の方の本人確認書類